

サンアール名古屋の PV 制作における業務委託提案仕様書

1. 件名

サンアール名古屋 PV 制作

2. 目的

本場から全国の競馬場、場外勝馬投票券発売所に向けて流すレース映像及び地方競馬ライブ、Youtube、ニコニコ動画等のインターネットを通じたストリーミング配信内で、競馬を楽しむ全国の競馬ファンに向けて、2024 年 2 月 26 日に新たにオープンした新しい形での競馬の魅力を発信し、多くの方々に競馬を楽しんでいただくことを目的とした名古屋競馬場の場外勝馬投票券発売所であるサンアール名古屋の魅力を伝える。

3. 納入期限：令和 6 年 10 月 18 日（金）

4. 概要

サンアール名古屋の PV 制作を発注者（以下「甲」という。）の指定した場所へ、本仕様書に基づき受注者（以下「乙」という。）が納品する。

5. 仕様：180 秒・60 秒・15 秒

※180 秒をベースに、他 15 秒・60 秒を構成

6. 納品媒体：mp4、mov データ

7. PR 内容

日本初となる先進的な映像音響設備により、従来の場外勝馬投票券発売所のイメージを覆す、ライブ感溢れるレース中継を体感できる施設である。

・営業日：年中無休

・営業時間：10 時～21 時頃まで

地方競馬ナイター発売が無い日は 17 時 30 分頃まで

J-PLACE 発売日は 9 時から 17 時頃まで

・発売競走：当日地方競馬で発売するすべての競走

当日 JRA で発売するすべての競走

・座席紹介

1 階（無料）	・ 448 席（椅子 2 人掛 224 台）
---------	------------------------

2階 (有料)	フロア席計 156 席 〈バーチャル競馬場システムによる大画面映像とリアル音響〉
※有料席は フリードリ ンク付き	・カジュアルシート 101 席 (自由席) ・リザーブシート 55 席 (指定席) (レース観戦用モニターと投票用のタブレット、ヘッドホンを完備)
※キャッシ ュレス会員 登録が必要	個室席 3 室 計 18 席 〈各室に大画面モニタ及びキャッシュレス端末設置〉 ・ターフルーム定員 5 名まで ・ダートルーム定員 5 名まで ・ファミリールーム定員 8 名まで

・サンアール名古屋「特殊映像システム」

日本で初となる 2 種類の特殊映像システムを導入し「ここだけの特別映像体験」を提供することでより一層競馬を楽しめる、先進的な場外勝馬投票券馬券発売所となっている。

システム①：スーパーワイドビジョン(SWV -Super Wide Vision-)



画像認識 AI 技術を活用し HD 映像の横 3 倍となる 48:9 画面(75 インチモニター 3 台)でレース映像を出力するシステムである。これにより広い視野でのレース視聴が可能となり、レース展開をよりわかりやすく楽しめる。

システム②：バーチャル競馬場(VRC -Virtual RaceCourse-)システム



特殊撮影技術と特殊録音技術により、HD 映像の横 4 倍となる 64:9 特大画面(横 15m×高さ 2m)の競馬場風景とリアルな走路音響を再現するシステムである。まるでスタンドにいるかのような開放感と臨場感が楽しめる。

- ・映像装置：1階 75インチ3連パノラマ映像装置
 - ※AIカメラによるスーパーワイドビジョン
 - 42インチモニター 69台、65インチモニター 12台
 - 2階 高さ2m×幅15mワイド映像装置2面(バーチャル競馬場配信装置・大迫力走路音響装置) 42インチモニター 28台
- ・投票窓口：1階 勝馬投票券購入エリア (一般フロア)
 - 自動発払機 54台、発売端末機(CL)3台、入出金機(CL)1台、簡易チャージ(CL)1台
 - 2階 キャッシュレス専用有料エリア (有料フロア) 発売端末機(CL)10台、入出金機(CL)2台、簡易チャージ機(CL)7台
- ・収容人数：2696名
- ・1階コンビニ (Yショップ) について
- ・フリーWi-Fi完備
- ・駐車場 854台駐輪場有り
- ・馬券の購入方法について
- ・アクセス方法

8. その他

- (1) 撮影は名古屋競馬開催日に行うこと。
- (2) 外観の撮影は昼・夜の2回行うこと。
- (3) PVの撮影中はお客様ができるだけ映り込まないように、また迷惑にならないように注意をすること。
- (4) あらかじめ定めた納入完了期限までに映像を納入すること。
(納入完了期限、令和6年10月18日(金))。
- (5) PVは7年間使用予定。
- (6) 名古屋競馬場PV (https://youtu.be/GPbu6_DzxlY)を参考にすること。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、その都度甲と乙は協議を行い、調整を図ること。